

株 主 各 位

大阪府八尾市北久宝寺1丁目4番33号

**ホシデン株式会社**

代表取締役社長 古橋 健士

## 第71期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第71期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、議決権は書面によって行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月28日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月29日（火曜日）午前9時（受付開始午前8時）
2. 場 所 大阪府八尾市北久宝寺1丁目4番33号 当社会議室
3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第71期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第71期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件

以 上

### 新型コロナウイルス感染症の感染予防に向けた対応について

#### 株主の皆様へのお願い

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、株主様の健康状態にかかわらず、可能な限りご出席をお控えいただけますようお願い申しあげます。
- (2) 議決権の行使は、事前に同封の議決権行使書にて議決権を行使いただきますようお願いいたします。

**株主総会当日の新型コロナウイルス感染症予防のための当社の対応については次ページをご参照ください。**

## 本総会における当社の対応及びご来場される株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症予防に向けた対応を下記のとおり実施させていただきます。株主の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 株主総会へのご出席について

ご出席を検討されている株主様におかれましては、開催日時点での流行状況やご出発前に発熱がないこと等ご自身の体調を十分ご確認ください、ご無理をなされないようお願いいたします。

### 株主総会会場での対応について

- (1) ご出席の株主様はマスクを着用いただき、アルコール消毒液のご使用や検温の実施にご協力をお願いいたします。
- (2) 体調不良と思われる株主様、せき・発熱等の症状がある株主様、当社の感染予防策にご協力いただけない株主様は、ご入場をお断りいたします。
- (3) 役員並びに総会運営スタッフはマスクを着用いたします。
- (4) 座席間隔を空けた配置とさせていただく予定としており、ご用意できる座席数に限りがあります。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- (5) 本総会の議事は、株主様のご滞在時間の短縮化を図るため、円滑な進行となる方法で行う予定としております。
- (6) お土産及び飲料の提供はございません。ご了承ください。

※今後の状況変化によっては対応内容を変更する場合がございます。また、会場や開始時刻の変更等、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.hosiden.com>) においてお知らせいたします。

-----

- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hosiden.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hosiden.com>) に掲載させていただきます。

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、急激な経済減速となりました。ワクチン接種も開始されておりますが、まだ全面普及には程遠く、感染は依然として拡大傾向にあります。また、年度後半では世界的な半導体不足、加えて非鉄金属・樹脂材料等の不足・値上がりのほか、物流面での運賃の高止まりやコンテナ不足が発生し、経済の足をさらに引っ張ることになりました。この状況は2021年度も、しばらくは続くものと思われま。地域別では、中国は新型コロナウイルス感染症の拡大からいち早く脱し、経済は堅調に回復しております。欧米や日本も感染症による経済低迷期は脱しつつありますが、不透明な状況は続いております。

当社グループの属する電子部品業界におきましては、自動車関連向けは、上期は市場での車販売の大幅な減少に見舞われ、部品業界も大幅な売上減となりました。下期は上期に比べ改善に向かいましたが、半導体の入手が困難な状況が発生いたしました。移動体通信関連向けにつきましても、上期は大幅な減少でありましたが、下期は回復傾向が見られます。一方、PC関連向けやアミューズメント関連向けはテレワークの推進や巣ごもり需要により、好調に推移しております。

このような状況の下で、当社グループでは、上記市場の影響を受けた移動体通信関連向け及び自動車関連向けは、減少したものの、アミューズメント関連向けは大きく伸長し、健康機器関連向けも増加したため、全体では増加いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の連結売上高は、233,934百万円（前連結会計年度比10.4%増）となりました。利益面では、営業利益は、12,377百万円（前連結会計年度比10.3%増）、経常利益は、為替相場変動に伴う為替差益（689百万円）を計上し、13,401百万円（前連結会計年度比18.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は、10,338百万円（前連結会計年度比9.6%増）となりました。

当連結会計年度のセグメント別の売上高の状況は次のとおりであります。

機構部品につきましては、移動体通信関連向けが減少したものの、アミューズメント関連向けが増加したことにより、203,465百万円（前連結会計年度比13.2%増）となりました。

音響部品につきましては、自動車関連向け、移動体通信関連向けが減少したことにより、12,386百万円（前連結会計年度比20.2%減）となりました。

表示部品につきましては、自動車関連向けが伸び悩み、8,551百万円（前連結会計年度比0.0%増）となりました。

複合部品その他につきましては、健康機器関連向けが増加したことにより、9,529百万円（前連結会計年度比17.1%増）となりました。

## 企業集団のセグメント別の売上高

(単位：百万円)

セグメントの 名 称	期別	前連結会計年度 2019年4月1日から 2020年3月31日まで		当連結会計年度 2020年4月1日から 2021年3月31日まで		増 減	
		金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
		機 構 部 品	179,701	84.9%	203,465	86.9%	23,764
音 響 部 品	15,525	7.3%	12,386	5.3%	△3,139	△20.2%	
表 示 部 品	8,550	4.0%	8,551	3.7%	1	0.0%	
複 合 部 品 其 他	8,134	3.8%	9,529	4.1%	1,394	17.1%	
合 計	211,912	100.0%	233,934	100.0%	22,021	10.4%	

### (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資は、当社グループの生産設備等の更新及び合理化を中心にいたしました。その結果、当連結会計年度の設備投資額は3,476百万円となりました。

### (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

### (4) 対処すべき課題

#### ① 経営の基本方針

当社は、電子部品メーカーとして常に市場が求めるものを、先進の技術力と徹底した品質管理体制に支えられた高品質な製品をタイムリーに供給することにより、エレクトロニクス市場の発展に貢献してまいりました。

今後も、クラウドを活用したAI技術やADAS（先進運転支援システム）技術等の急速な発展に伴い、高度化、多様化するエレクトロニクス市場に対し、独創性の高い技術でお客様の企業戦略をサポートする企業として前進してまいります。

世界中の最新情報を分析し、次世代の独自技術を提案することにより、ユーザーのビジネスをサポートし、世界のエレクトロニクス市場の発展に貢献してまいります。

また、環境活動につきましては、全生産拠点でISO14001の認証を取得し、地球環境に配慮した活動を推進しており、製品の環境管理物質の削減・全廃、省電力化、軽量化を推進し、脱炭素化も含め環境負荷の低減対策に取り組んでまいります。

#### ② 中長期的な経営戦略

当社の属するエレクトロニクス業界は、デジタル化、ネットワーク化等めまぐるしい技術革新により急速に大きく変化しており、新たな発展が期待できる新製品・新技術が相次ぎ創出されております。スマートフォン及びタブレット端末やネット関連機器の分野は、5Gをはじめとした高速通信化や高機能化が見込まれ、従来の家電・AV市場、ゲーム市場とも融合しながら、さらに進化・発展し、インターネットにつながる機器は急速に普及しております。車業界のトレンド「CASE（※）」や「ADAS」は車載電子機器の増加を後押しし、電子部品デバイスの裾野が拡大しております。加えて医療・健康・美容機器関連、IoT（すべてのものがインターネットにつながる）関連にも充分期待でき、電子部品業界全体では、成長が見込まれます。

この中において、当社は電子部品メーカーとして豊富な製品ラインアップ、顧客の多様なニーズを満たす技術力、顧客満足度を第一としたきめ細かいサービスの提供等によ

り、連結ベースでの売上高、利益の確保・拡大による企業価値の増大を図ってまいります。

重点的取り組み市場といたしましては、安全、安心、快適を追求し高度化する自動車関連、移動体通信関連、アミューズメント関連、医療・健康・美容機器関連、with/afterコロナ関連機器、5G関連機器、防災関連機器、IoT関連機器等の事業を強化し、技術開発・生産・販売の連携を図り、グローバルな視点をもって展開してまいります。

また、当社及びグループ各社の技術・研究開発体制の強化を図り、電子機器の高性能化、多機能化、高速伝送化やワイヤレス化、高周波化、デジタル化、モバイル化、省電力化等の技術トレンドに対応する新製品開発による高付加価値化の追求、及び開発のスピードアップ・効率化に積極的に取り組み、新規市場・新規顧客の開拓を進めてまいります。

特にコア技術の深耕に注力し、機構設計技術、高周波設計技術、音響設計技術、光学設計技術、回路設計技術、金型設計技術、シミュレーション技術、解析技術、ソフトウェア開発、EMC対策設計技術、センサー開発・応用技術等の蓄積、レベルアップ及び共有化を図り、市場ニーズに対応した独自技術製品の開発を強力に進めます。

また、生産においては、産業用ロボットの活用など、スピード感を持って自動化・省人化を進め、コスト削減、及び品質の安定化を図ってまいります。

(※) CASE…自動車の次世代技術やサービスの新たな潮流を表す英語の頭文字4つをつなげた造語「C＝コネクテッド（つながる）」「A＝オートノマス（自動運転）」「S＝シェアリング（共有）」「E＝エレクトリシティー（電動化）」

### ③ 対処すべき課題

昨年から世界的に拡大している新型コロナウイルス感染症は現在も収束の状況を見せておりません。当社グループといたしましては、感染リスクに対して様々な対策をとり、顧客と従業員等の安全、健康に留意しております。また、世界各地の工場等の稼働や部品調達及び販売網につきましても維持できるよう努力しております。

一方、当社グループの属する電子部品業界を取りまく状況は、環境対応やADAS等の普及により、一層の電子化が進む自動車関連向け需要が着実に増加しております。また、ウェアラブル端末やAI機器も電子部品需要の大きな牽引マーケットとして期待されると共に、クラウド化の進展に伴う高速・大容量化を目指したインフラ需要や、環境・省エネ・新エネルギー関連市場なども新たな部品需要を創出していくと期待されております。

このような状況下において、当社グループといたしましては、新技術・新製品開発及び高付加価値商品の開発促進として、伸びる市場、伸びるユーザー、伸びる商品、新しい市場、新しいユーザー、新しい商品へ向けて、自動車関連機器、スマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル機器等のモバイル機器、アミューズメント機器などの製品開発に取り組んでおります。また、次の柱となる市場の構築に向け、医療・健康・美容機器、産業機器等の市場、さらには新たに市場が拡大しつつある環境・省エネルギー関連、IoT関連等の有望市場に対して、電子部品への顧客ニーズ及び技術トレンドを着実にとらえ、スピーディー、かつ、タイムリーに新技術、新製品の開発、新規ユーザーの開拓に取り組み、受注・売上高の拡大を図ってまいります。

生産については、ASEANでの生産拠点の増強・新設の検討を行うと共に、さらなる生産性の向上、品質向上、原価強化のための機械化、自動化、省人化を強力に押し進めます。また、経営全般の一層の効率化とスピードアップを進め業績の向上、利益体質の強化及びコンプライアンス体制、CSR（企業の社会的責任）体制、内部統制システム、情報セキュリティ管理体制、リスク管理体制等の充実・強化を図り、企業価値の増大に努めてまいります。

品質については、全生産拠点でISO9001の認証を取得し、更に自動車関連向けの生産拠点では、IATF16949の認証も取得しており、今後とも、品質の向上・安定化に努めてまいります。

また、脱炭素化に向け具体的に取り組むと共に、SDGs（持続可能な開発目標）達成への貢献やESG経営など、地球環境に配慮した生産活動、グリーン調達、RoHS指令、REACH規則等による環境管理物質対策、省資源・省エネ活動、廃棄物削減、リサイクル等の環境負荷の低減に向けた取り組みをグループをあげて推進し、すべての企業活動において環境に配慮し、環境マネジメントシステムの継続的改善に今後も積極的に取り組んでまいります。

株主の皆様には、今後一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況の推移

項目	年度	2017年度 (第68期)	2018年度 (第69期)	2019年度 (第70期)	2020年度 (第71期) (当連結会計年度)
売上高(百万円)		299,440	233,435	211,912	233,934
営業利益(百万円)		13,043	11,457	11,219	12,377
経常利益(百万円)		10,548	13,357	11,353	13,401
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)		10,233	10,709	9,433	10,338
1株当たり	当期純利益(円)	172.11	180.62	161.37	178.70
	潜在株式調整後当期純利益(円)	165.35	168.70	150.38	166.28
	純資産額(円)	1,463.09	1,609.93	1,723.79	1,935.14
自己資本比率(%)		63.0	70.5	67.1	67.5
総資産(百万円)		138,192	133,470	150,161	161,894
純資産(百万円)		86,992	94,113	100,767	109,250

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により算出し、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数及び期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を2018年度(第69期)の期首から適用しており、2017年度(第68期)に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
ホシデンエフ・ディ株式会社	50百万円	100.0	表示部品の製造
ホシデン精工株式会社	100百万円	100.0	機構部品の製造
ホシデン九州株式会社	90百万円	100.0	音響部品の製造
韓国星電株式会社	24,619百万W	100.0	機構部品の製造販売
青島星電電子有限公司	19,300千US\$	100.0	機構部品、音響部品の製造
星電高科技(青島)有限公司	22,100千US\$	100.0	機構部品、音響部品、複合部品 その他の製造
香港星電有限公司	221,300千HK\$	100.0	機構部品、音響部品の販売
東莞橋頭中星電器有限公司	361,550千HK\$	0.0 (100.0)	機構部品の製造
ホシデンベトナム(バクザン)有限会社	44,300千US\$	50.0 (100.0)	機構部品の製造販売
ホシデンマレーシア私人会社	58,800千M\$	90.5 (100.0)	音響部品、複合部品 その他の製造販売
豪熙電電子(上海)有限公司	300千US\$	100.0	音響部品、表示部品の販売
ホシデンヨーロッパ有限会社	179千EUR	100.0	音響部品、表示部品の販売
ホシデンアメリカ株式会社	2,268千US\$	100.0	機構部品、音響部品、複合部品 その他の販売

(注) 1. 出資比率の( )書きは、子会社による間接保有も含めた保有割合であります。

2. 事業年度末日における特定完全子会社につきましては、該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当社企業集団は、電子部品の開発及び製造販売を主たる事業として行っており、各セグメント別の主な製品は次のとおりです。

セグメントの名称	主 要 製 品 名
機 構 部 品	コネクタ、ジャック、スイッチ等
音 響 部 品	マイクロホン、ヘッドホン、ヘッドセット、スピーカー、レシーバー等
表 示 部 品	タッチパネル
複 合 部 品 其 他	リモコン、無線モジュール、無接点充電モジュール等

## (8) 主要な営業所及び工場

本 社	大阪府八尾市北久宝寺 1 丁目 4 番33号
支 店	東京支社（横浜市）
営 業 所	北関東営業所（栃木県宇都宮市） 名古屋営業部（名古屋市） 広島営業所（広島市）
工 場	本社工場（大阪府八尾市） 東京事業所（群馬県伊勢崎市）
国 内 子 会 社	ホシデンエフ・ディ(株)（滋賀県愛知郡愛荘町） ホシデン精工(株)（大阪府柏原市） ホシデン九州(株)（福岡県鞍手郡鞍手町）
在 外 子 会 社	韓国星電(株)（韓国） 青島星電電子(有)（中国） 星電高科技（青島）(有)（中国） 香港星電(有)（香港） 东莞橋頭中星電器(有)（中国） ホシデンベトナム（バクザン）(有)（ベトナム） ホシデンマレーシア（私）（マレーシア） 豪熙電電子（上海）(有)（中国） ホシデンヨーロッパ(有)（ドイツ） ホシデンアメリカ(株)（アメリカ）

## (9) 使用人の状況

使用人数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
9,570	164増

## (10) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	13億円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3億円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1億円

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 67,710,084株 (自己株式 11,253,893株を含む)  
 (3) 株 主 数 11,314名  
 (4) 大株主の状況

順位	株 主 名	持 株 数	持株比率
		株	%
1	日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口)	4,217,700	7.5
2	みずほ信託銀行(株) 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	2,913,000	5.2
3	日 本 生 命 保 険 (相)	2,358,555	4.2
4	(株)日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信託口)	1,914,900	3.4
5	東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 (株)	1,500,690	2.7
6	(株) 三 菱 U F J 銀 行	1,300,030	2.3
7	古 橋 由 美	1,202,241	2.1
8	ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 1 4 0 0 4 4	1,113,070	2.0
9	古 橋 健 士	1,043,768	1.8
10	ホ シ デ ン 共 栄 会	1,035,200	1.8

- (注) 1. 大株主上位10名を記載しております。  
 2. 当社は自己株式11,253,893株を保有しておりますが、上記の表には記載しておりません。  
 3. 持株比率は、自己株式11,253,893株を控除して計算しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2017年9月5日開催の取締役会決議に基づき発行した「2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債」に付された新株予約権の概要

社債の総額	100億円
新株予約権の数	2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権の行使により当社が交付する当社普通株式の数は、本新株予約権の行使請求に係る本社債の額面金額の合計額を、転換価額で除した数とする。ただし、本新株予約権の行使の際に生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。
新株予約権と引換えに払い込む金銭	本新株予約権と引換えにする金銭の払込みは要しない。
転換価額	2,363.30円
新株予約権の行使期間	2017年10月5日から2024年9月6日の銀行営業終了時（ルクセンブルク時間）まで

(注) 2020年6月26日開催の第70期（2020年3月期）定時株主総会において期末配当を1株につき15円とする剰余金処分案が承認可決され、2020年3月期の年間配当が1株につき25円と決定されたことに伴い、2024年満期円貨建転換社債型新株予約権付社債の転換価額調整条項に従い、調整後転換価額を2,363.30円といたします。なお、調整後転換価額は2020年4月1日より適用いたします。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 橋 健 士	韓国星電(株)代表理事社長 青島星電電子(有)董事長 香港星電(有)取締役社長 ホシデンベトナム(バフザン)(有)取締役社長 ホシデンマレーシア(私)取締役社長 ホシデンヨーロッパ(有)取締役社長 ホシデンアメリカ(株)取締役社長
代表取締役副社長	北 谷 晴 美	全 般 担 当 ホシデンエフ・ディ(株)取締役社長 ホシデン精工(株)取締役社長 ホシデン九州(株)取締役社長
常務取締役	滋 野 安 広	品 質 セ ン タ ー 担 当
取 締 役	本 保 信 二	社長室・総務部・人事部・財務部担当
取 締 役	堀 江 廣 志	堀江廣志税理士事務所所長
取 締 役	丸 野 進	同志社大学理工学部嘱託講師 学校法人追手門学院戦略企画担当
監 査 役	桔 梗 三 郎	常 勤 監 査 役
監 査 役	種 村 隆 行	清和総合建物(株)常勤監査役
監 査 役	丸 山 征 克	(株) A I R I 調 査 員

- (注) 1. 取締役 堀江廣志氏及び丸野進氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
 2. 監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
 3. 監査役 桔梗三郎氏は、約20年間当社の経理及び経営管理業務を担当しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 4. 取締役 堀江廣志氏及び丸野進氏、並びに監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 5. 当事業年度中に辞任した監査役

氏 名	辞 任 日	辞任時の地位及び重要な兼職の状況
丸 野 進	2020年6月26日	社外監査役 同志社大学理工学部嘱託講師 公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構 RDMM支援センター長

丸野進氏は2020年6月26日開催の第70期定時株主総会において社外取締役に選任され、就任いたしました。

6. 取締役 丸野進氏は、2020年7月に公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構のRDMM支援センター長を退任し統括ディレクターに就任され、2021年3月に同公益財団法人を退職されております。また、2020年7月から2021年3月までは学校法人追手門学院の戦略企画担当として就任され、2021年4月から追手門学院大学心理学部の教授に就任されております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

社外取締役 堀江廣志氏及び丸野進氏並びに、社外監査役 種村隆行氏及び丸山征克氏との間で、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。

当社取締役及び監査役は当該役員等賠償責任保険契約の被保険者であり、当社取締役及び監査役が負担する保険料を全額当社が負担しております。

なお、当社取締役及び監査役の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、免責金額を設定し、また、填補する額について一定の限度額を設けております。また、次回更新時も引き続き締結予定です。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る基本方針（以下、決定方針という。）を定めており、その概要は次のとおりです。

当社の取締役の役員報酬は、「月額報酬」及び「取締役賞与」のみで構成します。

「月額報酬」については、株主総会で総額の上限額を決議し、個人別の月額報酬の決定については、個々の職責、業績、リスクの大きさ等を総合的に判断し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長及び代表取締役副社長の協議により決定します。支給時期については、毎月1回の定められた日とします。

「取締役賞与」については、業績指標を基礎として算定する業績連動報酬等ではありませんが、当期の業績と過去の支払い実績、同業他社の状況を総合的に判断したうえで、株主総会で総額を決議します。個人別の賞与額の決定については、個人の営業成績や貢献度を勘案し、取締役会の授権を受けた代表取締役社長及び代表取締役副社長の協議により決定します。支給時期については、年1回、株主総会での総額承認後速やかに行うものとします。なお、社外取締役については、取締役賞与の支給対象外とします。

また、決定方針の決定方法は2021年2月25日開催の取締役会で決議いたしました。

#### ②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2007年6月28日開催の第57期定時株主総会において月額25百万円以内（ただし、取締役賞与並びに、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないこととする。）と決議されております。当該定時株主総会最終時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、1982年6月29日開催の第32期定時株主総会において月額3百万円以内と決議されております。当該定時株主総会最終時点の監査役の員数は2名です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の授権を受けた代表取締役社長古橋健士及び代表取締役副社長北谷晴美の協議により取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、月額報酬については、株主総会で決議された総額の上限内で、個々の職責、業績、リスクの大きさ等を総合的に判断し決定すること、また、取締役賞与については、株主総会で決議された総額を、個人の営業成績や貢献度を勘案し決定することとしております。

これらの権限を委任した理由は、2名の代表取締役が当社の置かれている経営環境、また各取締役の職責、業績、リスクの大きさ等を最も把握しており、総合的に公平な判断ができるからであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、2021年2月25日開催の取締役会で決議されたとおり、代表取締役2名が協議を行い、株主総会で定めた月額報酬の限度額内で、月額報酬を決定しているため、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)	
		業績連動 報酬	非金銭 報酬	その他の報酬		
				月額報酬		賞与
取締役 (うち社外取締役)	338 (10)	—	—	288 (10)	50 (—)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18 (8)	—	—	18 (8)	—	4 (3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬等の額には、2021年6月29日開催の第71期定時株主総会に提出予定の議案「役員賞与支給の件」の役員賞与引当額50百万円を含めております。  
 3. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は月額25百万円以内であります。(ただし、取締役賞与並びに、使用人兼務取締役の使用人分の給与及び賞与等を含まないものとする。)  
 4. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は月額3百万円以内であります。  
 5. 監査役(うち社外監査役)の報酬等の総額及び月額報酬には、2020年6月26日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって辞任された監査役1名分を含んでおります。

#### (5) 社外役員に関する事項

##### ①他の法人等との兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役 堀江廣志氏は堀江廣志税理士事務所の所長を兼務しておりますが、当社と同所との間には特別の利害関係はありません。

社外取締役 丸野進氏は同志社大学理工学部の嘱託講師を兼務しておりますが、当社と同大学との間には特別の利害関係はありません。同氏は2021年3月に公益財団法人関西文化学術研究都市推進機構を退職するまで同公益財団法人の統括ディレクター(2020年7月まではRDMM支援センター長)を兼務しておりましたが、当社と同公益財団法人の間には特別の利害関係はありません。また、同氏は2020年7月から2021年3月まで学校法人追手門学院戦略企画担当を兼務し、2021年4月から追手門学院大学心理学部の教授に就任され兼務しておりますが、当社と各兼務先の間には特別の利害関係はありません。

社外監査役 種村隆行氏は清和綜合建物(株)の常勤監査役を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

社外監査役 丸山征克氏は(株)AIRIの調査員を兼務しておりますが、当社と同社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における社外役員の主な活動状況等

i) 社外取締役

氏 名	主な活動状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
堀 江 廣 志	<p>当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は税理士として、税務・財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、コロナ禍における税務面での情報の提供や、様々な企業の会計実務に関与している経験から、当社のガバナンス強化となる有益なアドバイスをいただきました。</p>
丸 野 進	<p>2020年6月26日に取締役に就任し、その後開催された取締役会10回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。また、2020年6月26日に監査役を辞任するまでに開催された取締役会2回のすべてに出席し、また、監査役会2回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>同氏は企業の技術関係の業務に長年携わった経験から、主に当社の新規の技術開発案件において、その豊富な専門的知識を背景に、有益なアドバイスをいただき、当社の技術開発に貢献いただきました。</p>

- (注) 1. 丸野進氏は、2020年6月26日開催の第70期定時株主総会終結の時をもって社外監査役を辞任し、同総会において社外取締役に選任され、就任いたしました。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

ii) 社外監査役

氏 名	主な活動状況
種 村 隆 行	<p>当期開催の取締役会12回のすべてに出席し、また、当期開催の監査役会12回のすべてに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>
丸 山 征 克	<p>2020年6月26日に監査役に就任し、その後開催された取締役会10回のうち9回に出席し、また、監査役会10回のうち9回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p>

- (注) 1. 丸山征克氏は、2020年6月26日開催の第70期定時株主総会において社外監査役に選任され、就任いたしました。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第22条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が5回ありました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	55百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	63百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社子会社のうち、一部の子会社の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社が会社の業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した内容は以下のとおりです。

- ①当社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は企業が存立を継続するためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識のもと、すべての役員及び使用人が公正で高い倫理観に基づいて行動し、広く社会から信頼される経営体制の確立に努める。

企業の役員・使用人は、法令順守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令等の厳守により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。社会的秩序や健全な活動に悪影響を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断することを社内の行動規範に定め、周知徹底を図る。

また、当社は、内部監査部門（社長室：経営管理課、法務・統制課）が定期的実施する内部監査を通じて、会社の業務実施状況の実態を把握し、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているか、また、会社の制度・組織・諸規程が適正・妥当であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全並びに経営効率の向上に努め、監査結果を代表取締役及び監査役（常勤）に報告する。

- ②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び記録管理規程に基づき、定められた期間保存する。

- ③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営リスク管理体制の基礎として、経営リスクに関する関連規程を整備し、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従った経営リスク管理体制を構築する。不測の重大緊急事態が発生した場合には、代表取締役を本部長とする緊急対策本部を設置し、情報連絡・対策チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

- ④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。

取締役の職務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。

また、経営の意思決定、監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化するために、執行役員制度を導入している。

- ⑤子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制  
 子会社の業務執行について決裁ルールの整備を行うほか、経営の重要な事項に関しては、社内規程に基づき、当社の事前承認または当社への報告を求めると共に、当社の事業管理関連部門等が子会社から事業計画等の報告を定期的に受け、業務の適正性を確認する。
- ⑥子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
 当社企業グループの企業活動に関する様々なリスクに対処するため、取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程に基づきリスク管理を行う。
- ⑦子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
 子会社を管理する担当部署を設置すると共に、当社企業グループ全体の業務の整合性の確保と効率的な遂行を図るため、関係会社管理規程を制定している。
- ⑧子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
 グループ企業すべてに適用する行動指針として「ホシデングループCSR行動規範」を定めるほか、内部統制の基本指針の策定、研修の実施等により、当社に準じたコンプライアンス体制を構築・運用する。
- ⑨当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制  
 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社に対する適切な経営管理を行う。子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計その他会社の個性及び特質を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とする。  
 また、当社は、子会社に対し内部監査部門（社長室：経営管理課、法務・統制課）による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、子会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努め、必要に応じて改善・是正する。
- ⑩当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
 当社は、現在監査役の職務を補助する使用人は配置していないが、監査役から求められた場合には、監査役と協議の上、合理的な範囲で配置調整する。  
 また、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保する。
- ⑪当社の監査役への報告体制及びその他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
 取締役は、不正な処理や会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正行為、法令・定款の違反行為があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。  
 また、常勤監査役は、取締役会、子会社取締役会等の重要な会議に出席すると共に、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めると共に、当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、社長室、財務部、総務部等の関連部門が監査役の業務を補助する。  
 なお、監査役は、当社の会計監査人である有限責任監査法人トーマツから会計監査内容について説明を受けると共に、情報の交換を行う等の連携を図っていく。

- ⑫子会社の取締役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者  
その他これらの者に相当するもの及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が  
当社の監査役に報告するための体制  
子会社の取締役及び業務を執行する社員等は、子会社が当社からの経営管理及び  
経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合  
には、これを発見次第直ちに当社の監査役に対して報告を行う。監査役は意見を述  
べると共に改善策の策定を求めることができる。
- ⑬当社の監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱い  
を受けないことを確保するための体制  
当社は、当社の監査役への報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告  
を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グ  
ループの役職員に周知徹底する。
- ⑭当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他当  
該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社の監査役は、監査の実施にあたり独自の意見形成を行うため、必要に応じて、  
会社の費用で法律・会計の専門家を活用することができる。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムの施策に従い、その基本方針に基づき  
具体的な取り組みを行うと共に、内部統制システムの運用状況について重要な  
不備がないかモニタリングを常時行っており、取締役会にその内容を報告して  
おります。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、よ  
り適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

また、CSR委員会と内部統制委員会が中心となり、グループ各社のコンプライ  
アンス担当者に対して、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する  
意識の浸透に努めております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

当社の会社の支配に関する基本方針の概要は以下のとおりであります。

上場会社である当社の株式は株主、投資家の皆様による自由な取引が認められ  
ており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があつた  
場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の自由な  
意思により判断されるべきであると考えます。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本  
理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係  
を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向  
上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいて  
は株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに  
類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として  
不適切であると判断し、このような考え方をもち、当社の財務及び事業の方針  
の決定を支配する者の在り方に関する基本方針といたしております。

以 上

# 連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>138,138</b>	<b>流動負債</b>	<b>36,609</b>
現金及び預金	52,371	支払手形及び買掛金	27,137
受取手形及び売掛金	25,738	短期借入金	1,941
有価証券	18,400	未払法人税等	2,214
商品及び製品	5,494	役員賞与引当金	152
仕掛品	1,846	その他	5,163
原材料及び貯蔵品	29,373	<b>固定負債</b>	<b>16,034</b>
営業未収金	2,072	新株予約権付社債	10,073
その他	2,875	繰延税金負債	1,209
貸倒引当金	△ 35	退職給付に係る負債	3,973
<b>固定資産</b>	<b>23,756</b>	その他	778
<b>有形固定資産</b>	<b>16,499</b>	<b>負債合計</b>	<b>52,644</b>
建物及び構築物	5,476	<b>(純資産の部)</b>	
機械装置及び運搬具	5,560	<b>株主資本</b>	<b>109,276</b>
土地	3,299	資本金	13,660
建設仮勘定	71	資本剰余金	19,596
その他	2,091	利益剰余金	86,668
<b>無形固定資産</b>	<b>416</b>	自己株式	△ 10,649
ソフトウェアその他	416	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△ 25</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>6,840</b>	その他有価証券評価差額金	2,570
投資有価証券	4,945	為替換算調整勘定	△ 2,951
退職給付に係る資産	116	退職給付に係る調整累計額	355
繰延税金資産	942	<b>純資産合計</b>	<b>109,250</b>
その他	1,126	<b>負債・純資産合計</b>	<b>161,894</b>
貸倒引当金	△ 290		
<b>資産合計</b>	<b>161,894</b>		

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 連結損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		233,934
売上原価		211,578
売上総利益		22,355
販売費及び一般管理費		9,977
営業利益		12,377
営業外収益		
受取利息及び配当金	211	
為替差益	689	
雇用調整助成金	112	
その他	112	1,126
営業外費用		
支払利息	70	
シンジケートローン手数料	17	
その他	14	102
経常利益		13,401
特別利益		
固定資産売却益	210	
その他	4	215
特別損失		
固定資産除売却損	23	
減損損失	233	
その他	28	286
税金等調整前当期純利益		13,330
法人税、住民税及び事業税		3,131
法人税等調整額		△ 140
当期純利益		10,338
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		10,338

# 連結株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	13,660	19,596	77,791	△8,661	102,386
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当			△1,461		△1,461
親会社株主に帰属 する当期純利益			10,338		10,338
自己株式の取得				△1,987	△1,987
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	8,877	△1,987	6,889
当 期 末 残 高	13,660	19,596	86,668	△10,649	109,276

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	1,676	△3,334	38	△1,619	100,767
連結会計年度中の 変動額					
剰余金の配当					△1,461
親会社株主に帰属 する当期純利益					10,338
自己株式の取得					△1,987
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額 (純額)	894	382	316	1,593	1,593
連結会計年度中の 変動額合計	894	382	316	1,593	8,483
当 期 末 残 高	2,570	△2,951	355	△25	109,250

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>110,333</b>	<b>流動負債</b>	<b>31,690</b>
現金及び預金	38,764	支払手形	2,977
受取手形	1,257	買掛金	18,033
売掛金	21,747	短期借入金	1,050
有価証券	18,400	未払金	1,130
商品及び製品	773	未払費用	890
仕掛品	497	未払法人税等	1,377
原材料及び貯蔵品	15,492	預り金	5,773
営業未収金	12,247	役員賞与引当金	50
未収金	1,088	その他	406
その他	64	<b>固定負債</b>	<b>21,281</b>
<b>固定資産</b>	<b>20,775</b>	新株予約権付社債	10,073
<b>有形固定資産</b>	<b>8,127</b>	退職給付引当金	2,667
建物	1,972	関係会社債務保証損失引当金	1,035
構築物	36	関係会社事業損失引当金	6,427
機械及び装置	2,311	繰延税金負債	541
車両運搬具	8	その他	535
工具、器具及び備品	692	<b>負債合計</b>	<b>52,972</b>
金型	108	<b>(純資産の部)</b>	
土地	2,934	<b>株主資本</b>	<b>75,566</b>
建設仮勘定	63	資本金	13,660
<b>無形固定資産</b>	<b>171</b>	資本剰余金	19,596
ソフトウェア	153	資本準備金	19,596
その他	18	利益剰余金	52,958
<b>投資その他の資産</b>	<b>12,476</b>	利益準備金	1,049
投資有価証券	4,945	その他利益剰余金	51,909
関係会社株式	3,927	特別償却準備金	0
関係会社出資金	2,622	配当準備積立金	200
関係会社長期貸付金	3,267	固定資産圧縮積立金	445
その他	960	固定資産圧縮特別勘定積立金	105
貸倒引当金	△ 3,246	別途積立金	26,350
		繰越利益剰余金	24,806
		自己株式	△ 10,649
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,570</b>
		その他有価証券評価差額金	2,570
<b>資産合計</b>	<b>131,109</b>	<b>純資産合計</b>	<b>78,137</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>131,109</b>

# 損益計算書

(2020年4月1日から  
2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		197,085
売上原価		185,034
売上総利益		12,050
販売費及び一般管理費		5,332
営業利益		6,717
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,184	
為替差益	282	
その他の	268	1,735
営業外費用		
支払利息	4	
賃貸費用	47	
その他の	20	71
経常利益		8,381
特別利益		
固定資産売却益	158	
投資有価証券売却益	0	
子会社清算益	649	
関係会社事業損失引当金戻入額	2,224	
その他の	2	3,035
特別損失		
固定資産除売却損	20	
減損損	233	
その他の	12	266
税引前当期純利益		11,150
法人税、住民税及び事業税		2,011
法人税等調整額		△ 67
当期純利益		9,206

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

# 株主資本等変動計算書

( 2020年4月1日から )  
( 2021年3月31日まで )

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金					
				特別償却準備金	配当準備積立金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当 期 首 残 高	13,660	19,596	19,596	1,049	1	200	454	—	26,350	17,158
事業年度中の変動額										
特別償却準備金の取崩					△0					0
固定資産圧縮積立金の取崩							△8			8
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								105		△105
剰余金の配当										△1,461
当 期 純 利 益										9,206
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△0	—	△8	105	—	7,648
当 期 末 残 高	13,660	19,596	19,596	1,049	0	200	445	105	26,350	24,806

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
	利益剰余金合計					
当 期 首 残 高		45,213	△ 8,661	69,808	1,676	71,484
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の取崩		—		—		—
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—		—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—		—		—
剰余金の配当		△ 1,461		△1,461		△1,461
当 期 純 利 益		9,206		9,206		9,206
自己株式の取得			△1,987	△1,987		△1,987
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）					894	894
事業年度中の変動額合計		7,745	△1,987	5,757	894	6,652
当 期 末 残 高		52,958	△10,649	75,566	2,570	78,137

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ホシデン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 田 博 規 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ホシデン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ホシデン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 独立監査人の監査報告書

2021年5月21日

ホシデン株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
大 阪 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 中 田 明 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 上 田 博 規 ㊞

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ホシデン株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第71期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役会全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期的な会合をもち、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

ホシデン株式会社 監査役会

常勤監査役	桔	梗	三	郎	㊞
社外監査役	種	村	隆	行	㊞
社外監査役	丸	山	征	克	㊞

以上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要政策の一つと考えております。一方、企業価値の増大を図るためには、急速な技術革新に対応する研究開発及び生産設備投資等が必要であります。このため当社は、長期的な観点に立ち、事業収益の拡大と内部留保の確保等による財務体質の強化に取り組むと共に、配当水準については、安定と向上に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の方針に基づき、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 配当財産の種類

金銭

#### 2. 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金15円（普通配当10円、記念配当5円）

総額 846,842,865円

なお、中間配当金として1株につき10円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき25円となります。

#### 3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月30日

## 第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものです。

取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふる ほん けん じ 古橋 健士 1955年3月11日	1978年4月 当社入社 1986年4月 当社生産業務部長 1987年6月 当社取締役就任 1990年4月 当社生産事業本部長 1990年6月 当社専務取締役就任 1991年3月 当社代表取締役就任（現任） 1991年4月 当社取締役社長就任（現任） （重要な兼職の状況） ・韓国星電(株)代表理事社長 ・青島星電電子(有)董事長 ・香港星電(有)取締役社長 ・ホシデンベトナム(パフザン)(有)取締役社長 ・ホシデンマレーシア（私）取締役社長 ・ホシデンヨーロッパ(有)取締役社長 ・ホシデンアメリカ(株)取締役社長	1,044,038株
【候補者とした理由】 同氏は1991年3月より当社代表取締役を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有するとともに、リーダーシップを発揮し、当社グループを牽引してまいりました。引き続き取締役としての職務を適切に遂行し、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
2	きた たに はれ み 北谷 晴美 1937年11月13日	1957年2月 当社入社 1982年4月 当社生産本部コネクタ製造部長 1984年6月 当社取締役就任 1987年4月 当社生産事業本部機構部品事業部長兼複合部品事業部長 1990年6月 当社常務取締役就任 1991年4月 当社生産事業本部長兼生産業務部長 1992年6月 当社専務取締役就任 1997年4月 全般担当（現任） 1997年6月 当社取締役副社長就任 1998年6月 当社代表取締役副社長就任（現任） （重要な兼職の状況） ・ホシデンエフ・ディ(株)取締役社長 ・ホシデン精工(株)取締役社長 ・ホシデン九州(株)取締役社長	113,415株
【候補者とした理由】 同氏は当社入社以来、製造・営業部門他に長く携わり、豊富な経験と実績を有しております。また、1998年6月より当社代表取締役副社長を務め、経営者としての豊富な経験と実績を有するとともに、リーダーシップを発揮し、当社グループを牽引してまいりました。引き続き取締役としての職務を適切に遂行し、当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※ どう ち しげみ 堂 地 龍 1962年2月12日	1986年4月 当社入社 1998年4月 ホシデンシンガポール(私) マネージャー(出向) 2015年4月 当社東京営業統括部車載営業部長 2017年4月 当社執行役員車載営業統括部長 2018年4月 当社上席執行役員国内営業本部長(現任)	7,025株
<b>【候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来、主に営業部門に長く携わり、国内営業部門において豊富な経験と実績を有しているほか、シンガポールでの駐在経験も有しております。2018年4月からは当社上席執行役員国内営業本部長として国内営業部門を牽引しており、取締役就任により当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
4	※ みず た かね まさ 水 田 兼 正 1964年2月11日	1991年1月 当社入社 2001年4月 ホシデンヨーロッパ(有)マネージャー(出向) 2012年4月 香港星電(有)G.M(出向) 2013年4月 香港星電(有)M.D(出向) 兼豪熙電電子(上海)(有)総経理 兼日星電貿易(深圳)(有)董事長 2016年4月 当社欧米営業部長 2017年4月 当社欧米営業統括部長 2018年4月 当社執行役員海外営業本部長(現任)	3,032株
<b>【候補者とした理由】</b> 同氏は当社入社以来、海外営業部門に長く携わり、ヨーロッパや中国・香港での豊富な駐在経験と実績を有しております。また、2018年4月からは当社執行役員海外営業本部長として海外営業部門を牽引しており、取締役就任により当社グループの企業価値向上に資する者として適任であると判断したため、取締役候補者として選任をお願いするものです。			
5	ほり え ひろ し 堀 江 廣 志 1949年7月10日	1972年4月 大阪国税局入庁 2004年7月 泉佐野税務署長 2007年7月 大阪国税局調査第二部次長 2008年7月 堺税務署長 2009年9月 税理士事務所開業(現任) 2017年6月 当社取締役就任(現任) (重要な兼職の状況) ・堀江廣志税理士事務所所長	2,843株
<b>【候補者とした理由及び期待される役割の概要】</b> 同氏は税理士としての専門的識見及び税務署長等を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していると判断しております。また、2017年6月に社外取締役に選任されてからは社外取締役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただきたいため、社外取締役候補者いたしました。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	まるのすむ 丸野進 1955年7月10日	1978年4月 松下電器産業(株) (現 パナソニック(株)) 入社 2003年9月 同社先端技術研究所知能情報技術研究所 所長 2006年4月 同志社大学理工学部嘱託講師 (現任) 2009年4月 同社理事、先端技術研究所技監 2012年4月 同社理事、先端技術研究所技監、デバ イス・ソリューションセンター技監 2015年4月 同社退職 2015年5月 公益財団法人関西文化学術研究都市推進 機構総括アドバイザー 2015年6月 当社監査役就任 2016年4月 同公益財団法人RDMM支援センター長 2020年6月 当社取締役就任 (現任) 2020年7月 同公益財団法人統括ディレクター 学校法人追手門学院戦略企画担当 2021年3月 同公益財団法人退職 2021年4月 追手門学院大学心理学部教授 (現任) (重要な兼職の状況) ・同志社大学理工学部嘱託講師 ・追手門学院大学心理学部教授	3,532株

【候補者とした理由及び期待される役割の概要】

同氏は長年にわたる会社勤務で培った専門知識を有し、これをもとにした社会活動や教育活動の実績を有していると判断しております。また、2015年6月に社外監査役に選任されてからは社外取締役として適切な活動・発言を行っております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、引き続き社外取締役として業務執行に対する監督機能を適切に果たして当社のコーポレート・ガバナンスを強化していただきたいため、社外取締役候補者いたしました。

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 社外取締役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
  - 堀江廣志氏及び丸野進氏は、いずれも社外取締役候補者であります。両氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、両氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き独立役員として指定する予定です。
  - 堀江廣志氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - 堀江廣志氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって4年になります。
  - 丸野進氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
  - 丸野進氏は当社の取引先の一つであるパナソニック株式会社の業務執行者(従業員)でありましたが、その取引額は連結売上高の1%未満と僅少であり、同社が当社の意思決定に対し重大な影響を与えるおそれはないと考えております。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、独立役員としての職務を十分に果たすことが可能であると判断しております。
  - 丸野進氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本株主総会終結の時をもって1年になります。なお、同氏は2015年6月26日開催の第65期定時株主総会において社外監査役に選任されて以降2020年6月26日開催の第70期定時株主総会の終結の時をもって辞任するまでの5年間は当社社外監査役として在任しておりました。

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会参考書類

- (7) 当社は、現在、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、堀江廣志氏及び丸野進氏と同法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該契約を継続する予定であります。
- (8) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時も引き続き締結予定です。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役桔梗三郎氏は本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、補欠として監査役1名の選任をお願いするものです。なお、その任期は当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりです。

なお、監査役候補者の本保信二氏は現在当社の取締役であります。本株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任いたします。

氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※ ほん ぼ しん じ 本 保 信 二 1948年1月29日	1972年4月 当社入社 2000年4月 当社社長室長 2005年6月 当社取締役就任（現任） 2015年4月 当社社長室担当（現任） 2016年4月 当社総務部・人事部・財務部担当（現任）	69,773株

#### 【候補者とした理由】

同氏は当社入社以来、長きにわたり管理部門に携わり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役として培った豊富な知識と経験を活かして監査役の職務を適切に遂行いただけるものと判断し、監査役候補者として選任をお願いするものです。

(注) 1. ※印は新任候補者であります。

2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

3. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。監査役候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時も引き続き締結予定です。

#### 第4号議案 補欠監査役2名選任の件

2020年6月26日開催の第70期定時株主総会において補欠監査役に選任された西村一紀、森 正士の両氏の選任の効力は本総会が開催されるまでの間とされており、改めて、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、監査役本保信二氏の補欠監査役として西村一紀氏並びに社外監査役種村隆行氏、丸山征克氏の補欠社外監査役として森 正士氏の選任をお願いするものです。

なお、監査役本保信二氏は第3号議案が承認可決されることを条件とする監査役であり、

本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	にしむらかずのり 西村一紀 1958年11月3日	1981年4月 当社入社 2017年4月 当社総務部長（現任）	4,200株
	【候補者とした理由】 同氏は入社以来、主に管理部門に携わっておりました。その長きにわたって培った経験を活かし、監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、選任をお願いするものです。		
2	もりまさし 森正士 1956年3月4日	1974年4月 大阪国税局入庁 2008年7月 新宮税務署長 2011年7月 伊丹税務署長 2014年7月 城東税務署長 2016年8月 税理士事務所開業（現任） （重要な兼職の状況） ・森正士税理士事務所所長	0株
	【候補者とした理由】 同氏は税理士としての専門的識見及び税務署長等を歴任された経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有していると判断しております。これらの豊富な知識及び経験を活かし、社外監査役として客観的立場で取締役の職務遂行を監視していただけるものと判断し、選任をお願いするものです。		

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

- (1) 森 正士氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏は(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、同氏が社外監査役に就任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
- (2) 森 正士氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記理由により社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- (3) 森 正士氏の補欠監査役選任が承認可決され、法令に定める監査役の員数を欠くことにより社外監査役に就任することになる場合は、当社は同氏との間で当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。
- (4) 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関した行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。法令に定める監査役の員数を欠き、補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時もし引き続き締結予定です。

## 第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の社外取締役を除く取締役4名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額50,000,000円を支給することといたしたいと存じます。

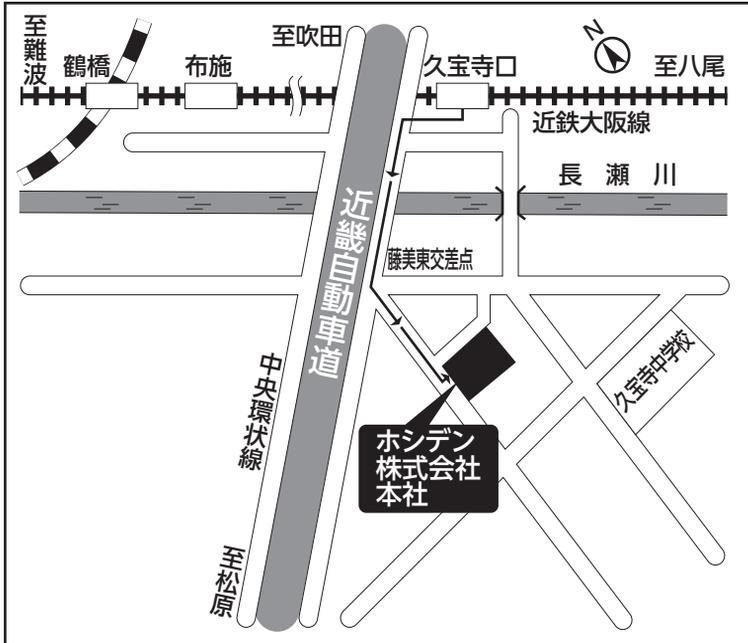
当社は取締役賞与については業績指標を基礎として算定する業績連動報酬等ではありませんが、当期の業績と過去の支払い実績、同業他社の状況を総合的に判断したうえ、株主総会で総額を決議することを2021年2月25日開催の取締役会の方針として決議しております。本議案は当該方針に沿ったものであり、相当であると判断しております。

以 上

MEMO

MEMO

## 株主総会会場ご案内略図



### 交通

近鉄大阪線「久宝寺口駅」から徒歩約7分

駐車スペースに限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

株主総会にご出席の株主様へのお土産の配布は予定しておりません。

予めご理解のほどよろしくお願い申し上げます。